

# 市史の小徑

## 民俗伝承はなぜ大切か

12月に刊行予定の甲賀市史第六巻「民俗・建築・石造文化財」は私たちの身近な文化財を紹介する巻となります。なかでも地域色豊かな祭礼行事や年中行事は、私たち自身が担い手であるにもかかわらず、その起源や意味、目的が分からなかったり、やめてしまいう例も少なくありません。

文化財といえば、まず神社や寺院などの建造物、仏像などの美術工芸品といった有形の文化財が頭に浮かびます。一方、祭礼行事や技術伝承のような無形の文化財もあり、特に地域社会で担われ伝承されるものを民俗文化財といえます。平安時代の仏像が大切だということは誰にでも理屈なしにうなずけますが、今生きている私たち自身が伝承している行



▲小佐治安楽寺オコナイ

事や伝承が、それらと同等の価値を持つとされるのはなぜでしょうか。

理由の第一は民俗伝承が他の有形文化財と同じ時期に成立したもので、それが今日までほとんど変わらずに伝えられていること。第二はその多くが、地域の歴史を反映する「映し鏡」となっている、地域の歴史を知るよりどころとなること。そして第三は祭礼行事を毎年繰り返し行うことが、地域社会の安定と発展に寄与してきたという評価があるからです。

第六巻ではオコナイや山の神祭りをはじめとして、市内の多数の事例をあげながら、民俗伝承がなぜ大切なのかという疑問に答え

### 【市史販売所】

【水口】TSUTAYAさんぽうどー・ハタヤ書店・山川書店・山田書店・水口歴史民俗資料館  
【土山】ウエノ・新名神土山サービスエリア案内所・道の駅あいの土山・土山歴史民俗資料館【甲賀】かひか生涯学習館【甲南】WING甲南店・甲南庁舎3階市史編さん室【信楽】大宝堂谷川書店・信楽中央公民館

### 問い合わせ

歴史文化財課 市史編さん室

甲南庁舎3階

☎ 066-80075  
☎ 066-8216

## みんなの窓

### 「子どもの権利条約」20年に思う

「子どもの権利条約」は、今年ちょうど20年目を迎えました。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するものとして1989年国連において採択されました。その背景には、地球規模の戦争・貧困・差別・環境破壊などによって主に貧しい階層の子どもたちの生存権が奪われてきたことがありました。

日本がこの条例に同意したのは1994年。そのころ私たちの多くは、南北問題など世界の窮状に心を痛めながらも、日本にはそんな問題はないだろうと考えていたかもしれません。

しかし現在、日本社会にも貧困に苦しむ子どもたちがいます。「子どもの貧困」ということがメディアで報じられ論じられるようになりました。親が保険料を納められないために国民健康保険証がない無保険の子どもが3万人以上いるということが昨年初めて分かりました。公立小学校に通いながら、お金がないために修学旅行に行けない子どももいます。経済上の理由で希望する進路をあきらめる子どもたちもいます。

経済格差が子世代へと再生産され、人生のスタートラインにおいてすでに機会が平等ではないこの事態は重大です。民主主義を基調とした自由競争社会ならば、その社会を根底か

ら支える「公正」という前提があったはず。様々な差別問題のたびに問われ続けたこの前提の存在は、貧困の世代間連鎖による子どもの窮状によって、さらに足下から崩れていきます。

ただでも現代社会のゆがみに押しつぶされそうな子どもたちは、この経済格差によって大人社会から未来をあきらめろと告げられ、立ち上がろうとして打ちのめされ絶望していくのだとしたら……今、私たちはどんな社会を築こうとしているのでしょうか。すべての子どもたちは人間です。人間として幸せに生きる「権利」をもっています。私たちの社会は、その権利を守れているでしょうか。

子どもの貧困は、もちろん子どものせいではなく、また「親が悪い」と一言で片付けられる問題でもありません。貧困の現実を生きる子どもたちを生み続ける社会構造を変えていく必要があります。

「子どもの権利条約」が具現化される社会、すべての子どもが健康で幸せな環境で守られ成長し、自己実現できる社会をめざして、一人ひとりが考え、行動する時が来ています。

問い合わせ 人権推進課 ☎ 65-0693 ☎ 63-4582